

第 1 部 計画の総論

1 計画策定の背景

(1) 1次基本計画策定後の主な動き

長岡市では平成13年3月、男女平等と共同参画をめざしたまちづくりを基本理念として、「ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「1次基本計画」という。）を策定しました。

同年10月、計画を推進する拠点としてながおか市民センター内に「男女平等推進センターウィルながおか」（以下、「ウィルながおか」という。）を開設し、以来ウィルながおかでは、意識啓発や学習機会の提供などに努めるとともに市民団体と協働しながら、さまざまな施策を推進してきました。

平成18年には、1次基本計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを考慮し、後期行動計画を策定しました。

平成22年12月、長年の課題であった長岡市男女共同参画社会基本条例（以下、「条例」という。）を制定し、翌年の平成23年4月1日に施行しました。

~~こうした中、平成23年度をもって1次基本計画の計画期間が終了するため、条例に基づいた第2次ながおか男女共同参画基本計画（以下、「2次基本計画」という。）の策定に取り組むことにしました。~~

こうした中、1次基本計画の計画期間が平成23年度に終了したため、平成24年3月に条例に基づいた第2次ながおか男女共同参画基本計画（以下、「2次基本計画」という。）を策定しました。

1次基本計画を策定した平成13年度以降の男女共同参画をめぐる主な動きについては、次のとおりです。

① 国際的な動き

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して行われてきました。

~~2009(平成21)年8月~~ **平成28年3月**、女子差別撤廃委員会が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、**女子差別撤廃委員会から**日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見が公表されました。

この総括所見の中で、法整備などによる取り組みを評価する一方、性別で役割を固定的に捉える意識の解消をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を含む女性に対する暴力への取り組み、**政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進**、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（以下、「ワーク・ライフ・バランス」という。）の推進などを履行するよう勧告されました。

② 国の動き

◆ あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性の力は企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）に「女性の活躍推進」が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、

様々な取り組みが進められています。

また、職業生活における女性の活躍を一層推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成 27 年に制定され、事業主行動計画の策定などが盛り込まれました。

平成 27 年 12 月に決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」でも「強調する視点」として「あらゆる分野における女性の活躍」が掲げられ、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策を充実させるとしています。

◆ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

平成 13 年、配偶者からの暴力防止と被害者を支援するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）を制定しました。

平成 19 年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命などに対する脅迫にまで拡充し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「DV防止基本計画」という。）の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

平成 24 年の改正では、法の対象を交際中の男女間の暴力にも拡大しました。

◆ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

平成 17 年、第 2 次男女共同参画基本計画を策定し、「2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」という目標を明記しました。

翌年の平成 18 年には、男女雇用機会均等法が改正され、性別による差別禁止の拡大や妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

第 3 次男女共同参画基本計画及び第 4 次男女共同参画基本計画でも引き続きこの目標が掲げられました。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 19 年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章と、これを推進するための行動指針が策定されました。

翌年の平成 20 年に、次世代育成支援対策推進法が改正され、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進めるため、一般事業主行動計画の策定と届出義務の対象が 301 人以上から 101 人以上の企業に拡大されました。同法は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、10 年間延長されました。

さらに平成 21 年、育児・介護休業法が改正され、短時間勤務制度の義務化や父親の育児休業取得促進策などの整備がされました。平成 29 年 1 月の改正では、多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度や仕事と介護の両立を可能とするための制度等が整備されました。

◆ 新たな分野における男女共同参画の推進

平成 22 年 12 月、男女共同参画社会基本法施行後 10 年間の反省などを踏まえ、「男性、子どもにとっての男女共同参画」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」などの新しい 5 つの重点分野を新設した第 3 次男女共同参画基本計画を策定し、取り組みを進めています。

③ 新潟県の動き

平成 13 年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成 14 年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行するとともに、新潟ユニゾンプラザ内に男女平等推進相談室を開設するなど、総合的な施策を推進してきました。

平成 18 年、条例に基づいた男女平等推進プランを策定し、意識啓発はもとより、地域、職場などで日ごろの具体的、実践的な取り組みを通じて男女平等社会の実現に向けた施策を推進しています。同プランは平成 25 年及び平成 29 年に改訂され、現在は第 3 次男女平等推進プランとして取り組みが進められています。

また、平成 18 年には「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され（平成 21 年及び平成 27 年に改定）、新潟県女性福祉相談所を中心として、関係機関と連携し被害者支援の施策が進められています。

また、平成 19 年には、ワーク・ライフ・バランス宣言を行い、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境の整備、子育てや家族の介護をしながら働く人々を支援する職場づくりなどの取り組みも実施しています。

(2) 1次基本計画の主な取り組みと成果

男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたることから、総合計画において構想実現のための共通の視点に位置づけ、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、総合的な企画、調整を行ってきました。

学識経験者や市民団体の代表などで構成する長岡市男女共同参画社会づくり推進懇談会に計画の進捗状況報告を行い、計画の実効性を確保するとともに各施策を着実に推進してきました。

1次基本計画では、3つの基本目標に対する5つの推進方向と81事業を設定し、実施してきました。主な取り組みと成果は次のとおりです。

◆ ウィルながおかを中心とした事業の展開

平成13年10月に開設したウィルながおかは、条例に男女共同参画社会の形成に関する施策を実施する拠点として位置付けました。

ウィルながおかは、公募により選任された委員会を設置し、市民協働によるフォーラムや講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、意識啓発と学習機会の提供を行ってきました。市町村合併により市域が広がったことから各地域の男女共同参画を推進するために、平成19年度からフォーラムの一部を合併地域にて開催しています。

また、様々な市民団体から登録してもらい、活動の場の提供や事業の委託など、市民の主体的な活動を支援しました。

さらに、相談室を設置して、女性が抱えるさまざまな悩みについての相談を受け付け、自立に向けた援助を行いました。

◆ 審議会などへの女性登用の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、「審議会等への女性登用推進のための指針」に基づいた取り組みをしてきました。

平成23年の女性委員の比率は27.2%となり、平成19年と比較して1ポイント増加しました。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成19年度から市内の中小企業を対象に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する講演会や、自社の推進プログラムを作成するセミナーなどを実施しました。

また、平成21年度に企業訪問活動を開始し、男女が働きやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組む企業を対象に、新潟県のハッピー・パートナー登録企業制度の周知を併せた啓発を行い、市内の登録企業は62社（平成24年2月末現在）となりました。

さらに、平成23年には、企業のトップ同士が情報交換する企業交流会を開催し、トップの意識改革を行いました。

◆ DV防止と被害者支援の取り組み

平成 15 年、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための支援を掲げ、関係機関や民間団体などで構成する長岡市DV防止ネットワークを構築しました。そして、医療機関から第一報があれば、どこに相談しても適切な対応ができるよう、医療関係者のためのDV発見対応マニュアルを作成し、個別のケースに応じた検討会議を開催するなどの連携を強化しました。

また、DV相談機関などを記載した相談カードやパンフレットを発行し、情報提供と意識啓発を行いました。

さらに、平成 23 年 4 月には、これまで 2 ヶ所に分かれていた本市の配偶者からの暴力の相談窓口を、ウィルながおかに統合しました。

◆ 市の推進体制の充実

平成 22 年 12 月、条例を制定して、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に実施することを明記しました。

条例には、本市が実施する施策に対する苦情への対応と、施策を効果的に促進する上で必要な事項を審議する長岡市男女共同参画審議会の設置などを規定しました。

そして、平成 23 年 8 月、学識経験者、事業者、市民団体代表、公募に応じた市民などで構成する長岡市男女共同参画審議会を設置し、1次基本計画の評価や2次基本計画の策定に向けた現状と課題などについて審議しました。

◆ 取り組みの成果

「社会全体では男性が優遇されている」と感じている人が依然として多いものの、平成 21 年度総合計画まちづくりアンケートで、家庭や職場、学校などでの男女の地位は平等だと思う人の割合が、1次基本計画策定時に比べて約 12 ポイント増加しました。

また、「夫は外で仕事、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定的に捉える意識に否定的な考えの人の割合は、平成 22 年度男女共同参画に関する意識調査では 67.6%となり、前回調査の平成 19 年度 45.8%に比べて約 20 ポイント増加し、意識の面での男女平等感が徐々に浸透しつつあります。

さらに、ウィルながおかは、意識啓発や学習機会の提供をはじめ、市民や地域が抱える課題の解決に向けた実践を市民と協働して実施し、市民協働によるまちづくりを推進しました。

(3) 2次基本計画のこれまでの主な取り組みと成果

1次基本計画の終了をうけ策定した2次基本計画では、4つの基本目標に対する10の推進方向と70事業を設定しました。計画の推進状況は「長岡市男女共同参画審議会」で公表することにより実効性を持たせるとともに計画の着実に推進を図りました。

また、平成28年策定の「長岡市総合計画」では、男女共同参画の推進が引き続き施策の柱として位置づけられました。

平成24年度から28年度までの前期計画期間における主な取り組みと成果は次のとおりです。

◆ 男女平等の実現に向けた社会環境の整備

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、条例に定められた男女共同参画施策の実施拠点として、市民との協働で「ウィルながおかフォーラム」や講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、意識啓発と学習機会の提供を実施しました。

また、審議会などへの女性の参画を推進するため、女性委員のいない審議会の解消を進めるなど全庁的な取組を行った結果、平成27年度に30.8%と初めて目標値を達成しました。また、女性の農業委員が初めて誕生するなど、さまざまな分野で女性の参画が進みました。

◆ あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

ワーク・ライフ・バランスの普及を図るため、企業、労働者及び行政が協力して意識啓発セミナーや市内企業の取組事例紹介などを行いました。また、働きやすい職場環境づくりを推進するためにマニュアルを作成し、専門相談員の設置や無料のコンサルティング支援を行うほか、県の「ハッピー・パートナー企業」の登録拡大を推進するなどの取り組みを進めました。

また、子育ての駅の整備や児童クラブの充実、多様な保育サービスの実施など子育て支援体制の整備・充実が進みました。

◆ 配偶者などからの暴力の根絶

平成24年にDV相談の専門窓口である「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。センターの運営にあたっては、DV被害者支援を行うNPOや医師会、弁護士会、警察等の関係機関との連携のほか、庁内の関係課ともDVに対する共通理解を深め、連携して被害者支援を行いました。市に寄せられたDV相談件数は、計画策定前（平成23年度）541件から27年度は911件と大きく増加し、DV被害者が相談しやすい体制づくりが進みました。

また、高等学校や中学校に相談員が出向いて生徒向けにDVの意識啓発を行う「デートDV出前講座」を実施し、平成24年度から27年度までで延べ2,640人が受講しました。

(34) 現状と課題

男女共同参画社会を形成する上での法律などは整備されてきましたが、家族形態や働き方が多様化しており、仕事と家庭との間で問題を抱える人が多くなってきています。また、少子高齢化により人口が減少し、地域活力が低下するなどの課題にも直面しています。

そこで、近年の社会情勢、平成22~~27~~年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査や総合計画まちづくりアンケートの結果から、本市の現状と課題を明らかにしていきます。

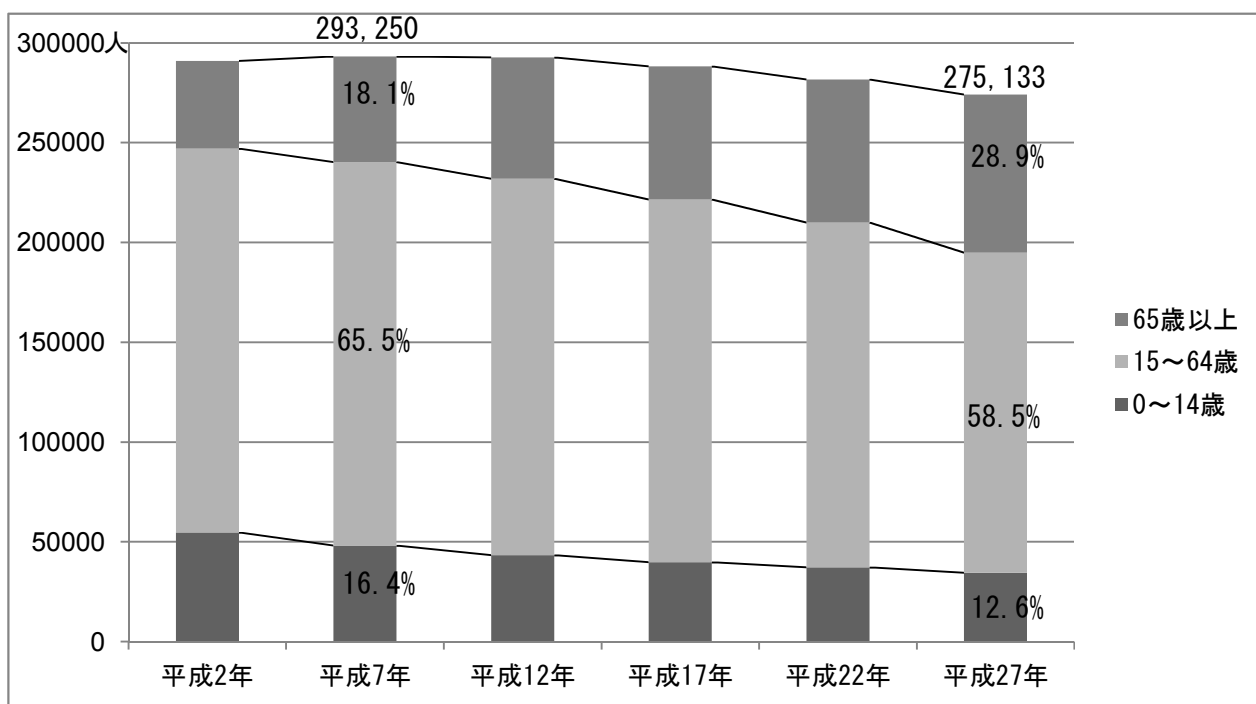
① 社会情勢の変化

本市の人口推計は、平成27年に272,625人と予測され、子ども世代（0～14歳）と現役世代（15～64歳）が減少し、高齢世代（65歳以上）が増加しています。総人口の減少が、少子高齢化と同時に進行しています。

本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は人口減少が続いており、平成27年には約27.5万人となっています。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。

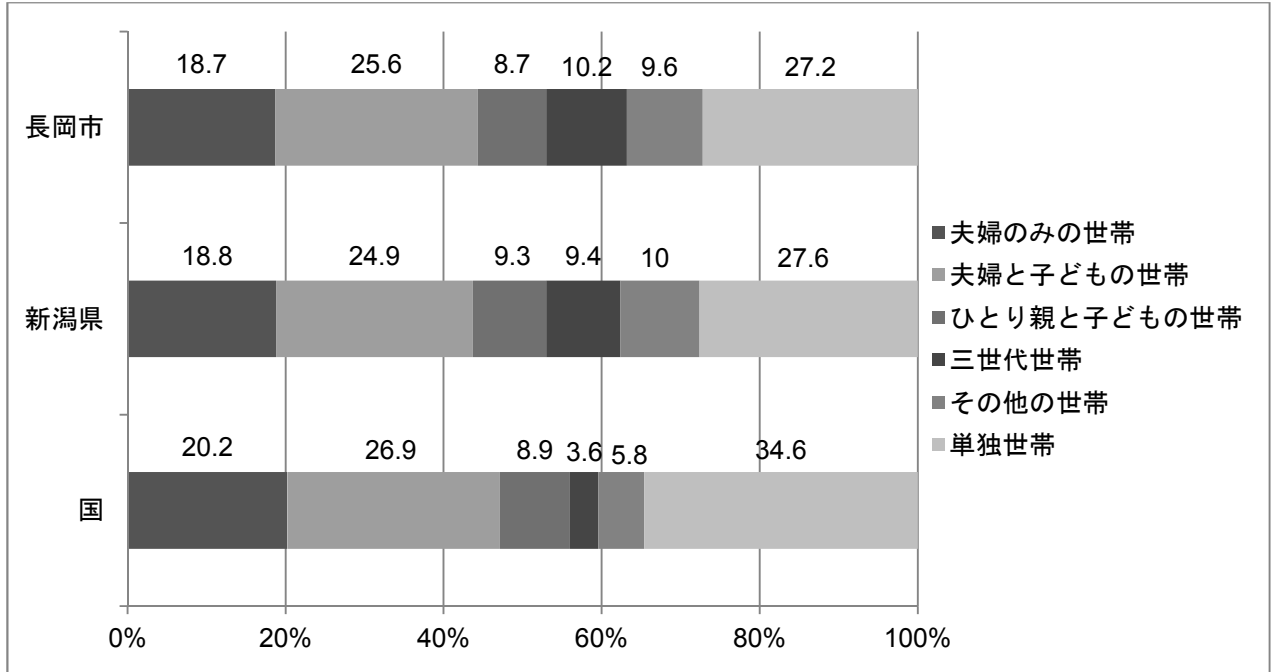
こうした状況から、経済や社会を支える現役世代や、消費者人口の減少により、経済の成長力低下が懸念されており、持続可能なまちづくりが緊急かつ重要な課題となっています。

図1 長岡市の年齢階層別人口の推移



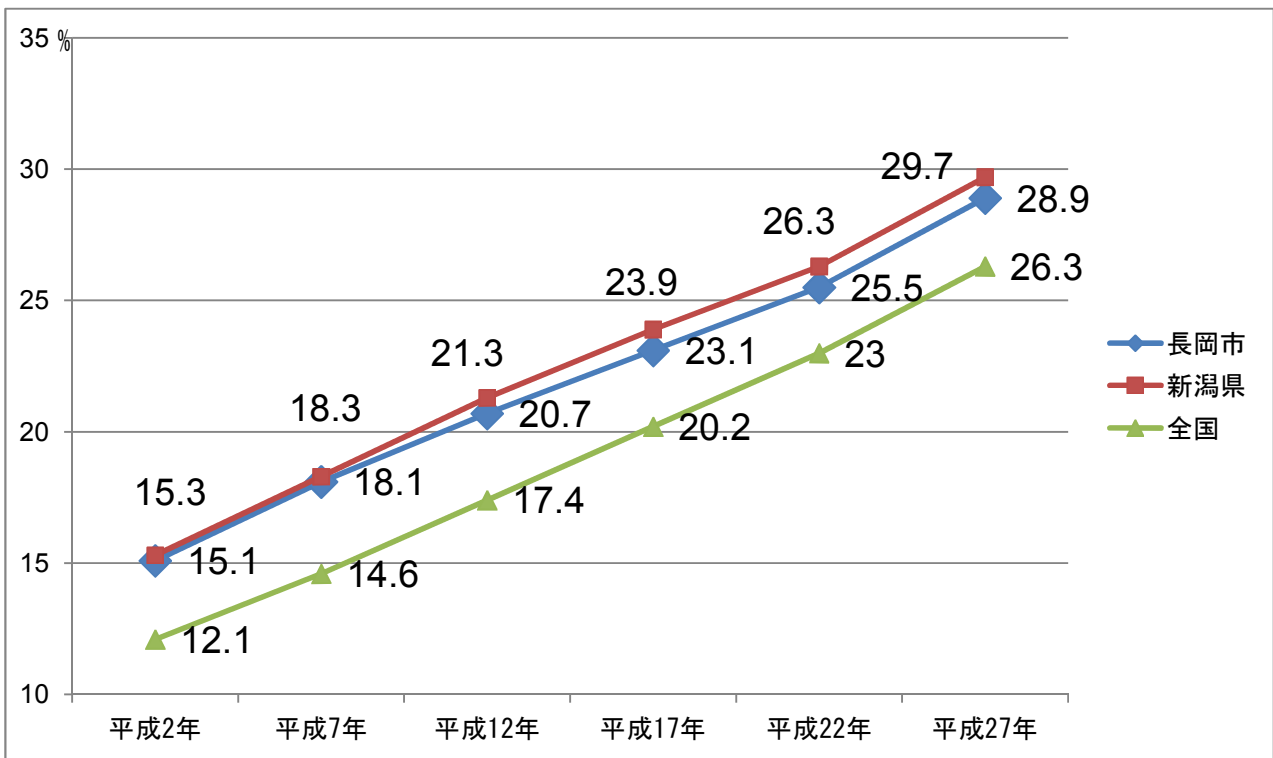
出典：国勢調査

図2 世帯構造別世帯数の割合（国、新潟県、長岡市）



出典：平成27年度国勢調査

図3 高齢者割合の推移（国、新潟県、長岡市）



出典：国勢調査

② 市民意識調査などから見る現状と課題

○ 市民意識調査などの概要

- ・ 男女共同参画に関する意識調査

(平成 22 年度調査)

平成 22 年 9 月、無作為抽出による市内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人を対象に実施、有効回収数 (率) 1,669 票 (55.6%)

(平成 27 年度調査)

平成 27 年 10 月、無作為抽出による市内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人を対象に実施、有効回収数 (率) 1,399 票 (46.6%)

- ・ 総合計画まちづくりアンケート

平成 22 年 8 月、無作為抽出による市内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に実施、有効回収数 (率) 3,058 票 (61.2%)

◆ 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合

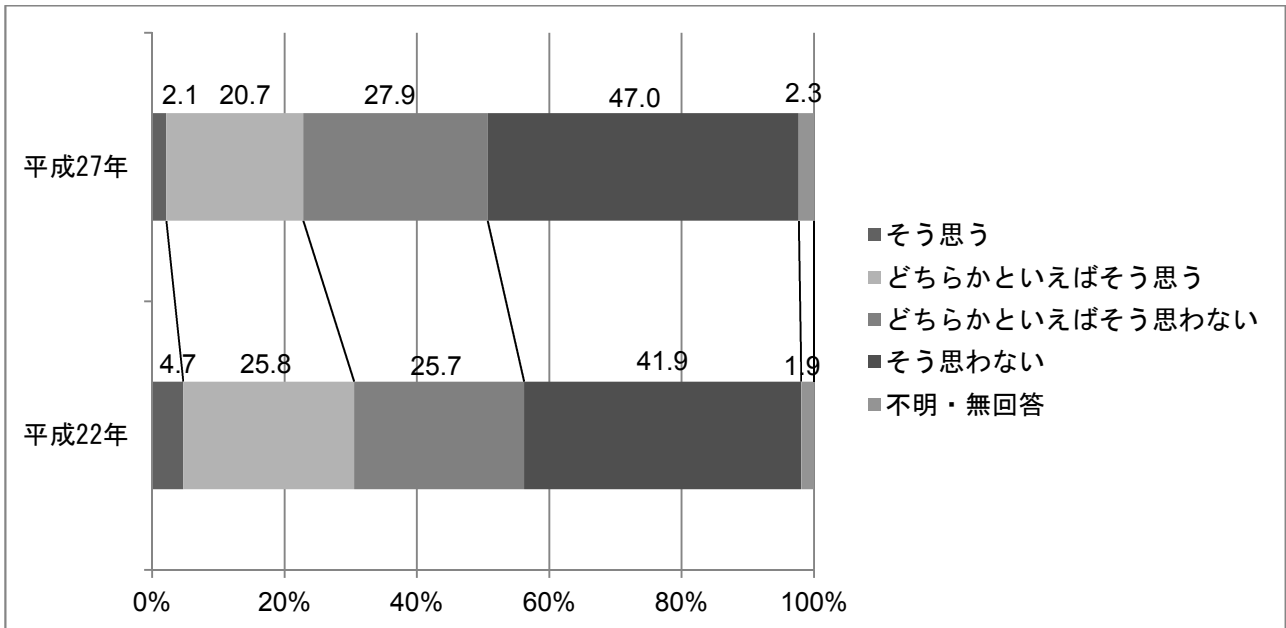
本市は、ウィルながおかを中心に、男女共同参画を推進する意識啓発や学習機会の提供などに取り組んできました。その結果、1次基本計画の成果で触れたとおり、平成 22 年度男女共同参画に関する意識調査では、固定的な性別役割分担意識 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方) に否定的な人の割合は平成 22 年度調査 67.6%、平成 27 年度調査 74.9%となっており、います。これは、同時期に行われた国や県の調査より高くなっており、男女を問わず仕事と家庭を協力していきたいと考えている市民が多くなっています。前回調査の平成 19 年度 45.8%に比べて約 20 ポイント増加するなど、男女平等意識は徐々に浸透しつつあります。

しかし、その一方で「社会全体での男女の地位の平等感が平等になっていると考える人」の割合は、平成 27 年度調査 15.5%と平成 22 年度総合計画まちづくりアンケートで「平等になっている」と思う人の割合が 26.1%に対して、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が 61.6%となっており、男女の平等感は、いまだ低い状況です。と比べ低下しており、社会の様々な分野における男女の平等について、問題意識を持っている人が多くなっています。

今後は、男性や子ども、若年層などを含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性を学ぶことができる広報・啓発活動が重要です。

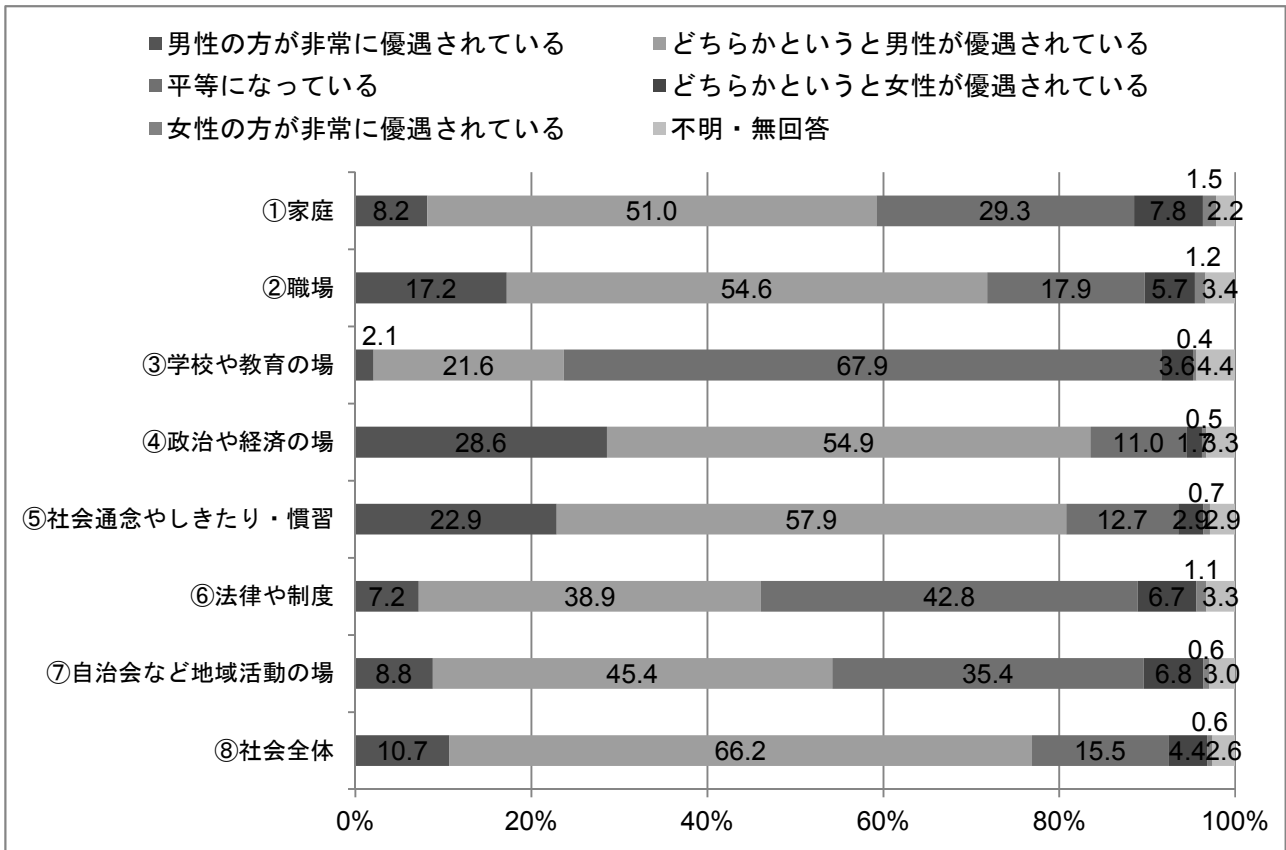
図4 固定的な性別役割分担意識 (単一回答)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見について、
あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

図5 男女の平等感 (単一回答)



出典：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

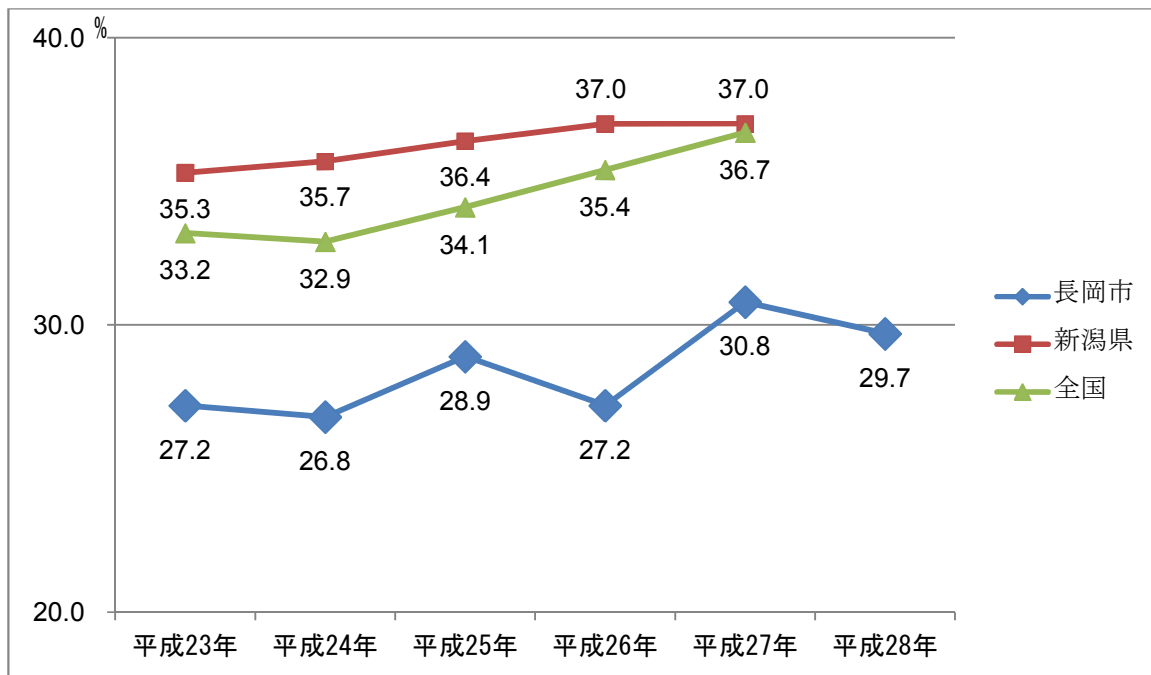
◆ 政策・方針決定の場における女性の参画促進

男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針決定に平等に参画する機会が確保されることが男女共同参画の基本です。

本市の審議会などへの女性登用率は、平成23年27.2%となっており、1次基本計画の数値目標30%を達成できませんでした。平成27年度30.8%と初めて目標値を達成しました。翌28年度は減少しましたが、全体としては徐々に登用率が上昇しています。

今後は、条例に基づいて、より実効性のある取り組みが求められています。更に登用を進め、条例が規定する男女が均衡する状態に近づくための取り組みが必要です。

図6 審議会などにおける女性登用率



出典：男女共同参画推進室調査

◆ 雇用の場における男女の均等な機会の確保

本市は、全国と比較するとM字カーブの底が浅く、女性の労働力率が高いことから、働き続けたい女性が安心して働けるような支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、雇用主などへの男女雇用機会均等法などの周知や、労働相談を実施してきましたが、法の整備は進んだものの、現実にはそれを活用できていない職場が多い状況です。

市民意識調査の自由回答で、「育児後の復帰プログラムがどの職場にもあれば戻りやすい」「職場の事情で育児休暇が思うように取れず、すぐに職場復帰した」などの意見からうかがえます。

また、男女共同参画社会実現のために本市への要望で「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設・介護サービスを充実」が63.0%と最も多く、2番目に多かったのが「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が55.9%でした。

このため、企業の実情を踏まえた上で関係機関と連携した各種制度の周知を行い、育児休業を取得しやすい職場環境づくりや再就職の支援の取り組みを継続することが必要です。

◆ ~~仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進~~

~~男女共同参画社会を形成する上で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を尊重することは、とても重要です。~~

~~誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階で多様な生き方を選択でき、仕事と家庭生活、地域生活などとバランスのとれた暮らしへの転換が求められています。~~

~~市民意識調査では、男女ともに「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したいといった複数の活動をバランスよく行いたいとする人が多いことがわかります。~~

~~また、男女共同参画社会実現のために本市への要望が多かったのは、「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設・介護サービスを充実」が63.0%と最も多くなっています。~~

~~このため、ワーク・ライフ・バランスの理念の啓発はじめ、多様化する働き方に対応した子育てや介護に関する支援体制をさらに充実していくことが重要な課題となっています。~~

◆ ワーク・ライフ・バランスの推進と雇用の場における男女の均等な機会の確保

国は成長戦略の柱の一つに「女性の活躍推進」を掲げ、男性中心の労働慣行を変革することにより、女性が仕事の分野で一層活躍することとともに、男性の家事・育児や地域活動への参加を推進しています。

本市は、全国と比較するとM字カーブの底が浅く、女性の労働力率が高いことから、ワーク・ライフ・バランスの普及と男女がともに仕事と家庭の両立がしやすい環境づくりを推進してきました。しかし、育児休業・介護休業については法律等の整備は進んだものの、取得が進んでいない職場が多い状況です。

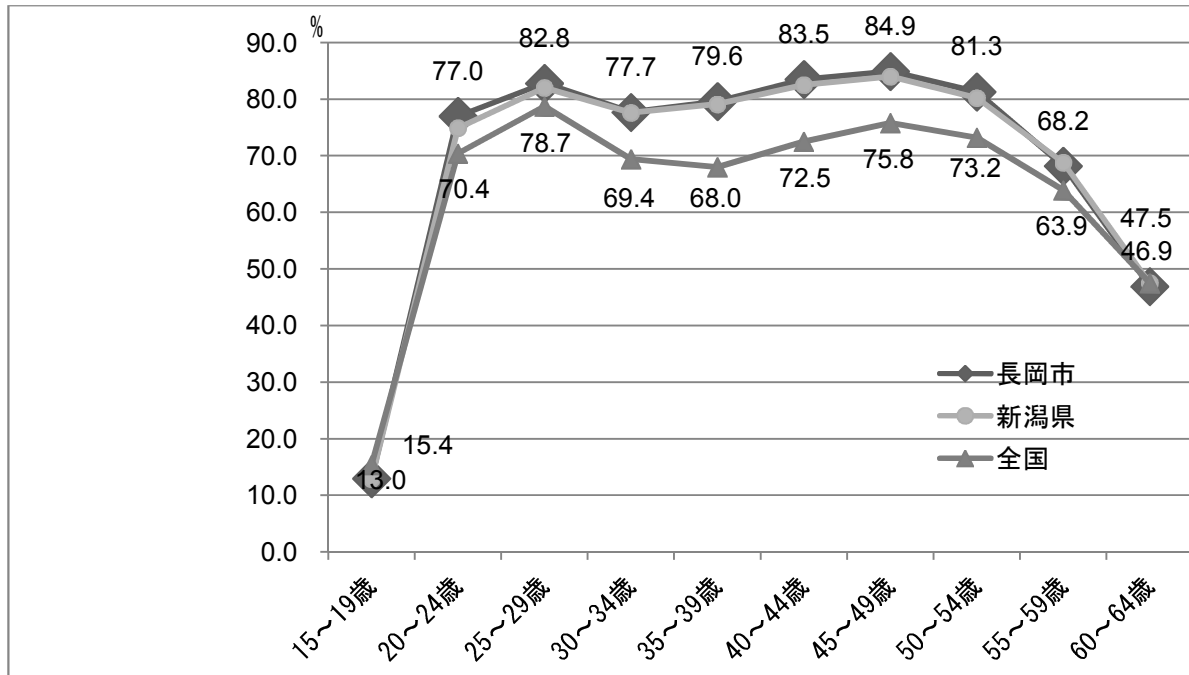
市民意識調査では男性が女性とともに家事・子育て等に参加していくために必要なこととして「労働時間の短縮や休暇制度を普及させること」を挙げた人が50%を超え、働き方の見直しが必要です。

また、男女共同参画社会実現のため本市が力を入れていくべきこととして、「子育て中であっても仕事が続けられるよう、保育の施設・サービスを充実する」が72.6%と最も多く、次いで「介護中であっても仕事が続けられるよう、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する」が60.8%でした。

このため、企業の実情を踏まえた上で関係機関と連携した各種制度の周知を行うとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりや働き方の見直しへの取り組みに対する支援等を継続することが必要です。

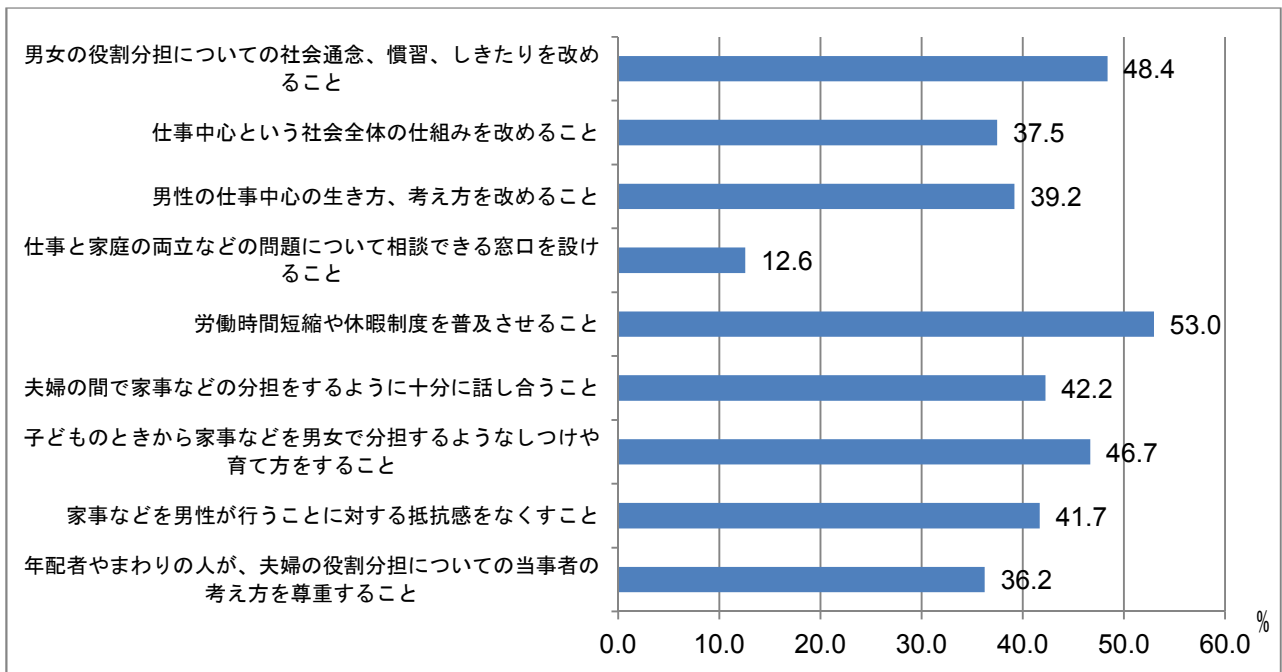
また、ワーク・ライフ・バランスの理念の啓発や、多様化する働き方に対応した子育てや介護に関する支援体制をさらに充実していくことが重要な課題となっています。

図7 M字カーブ（年齢5歳階級別女性労働力率）



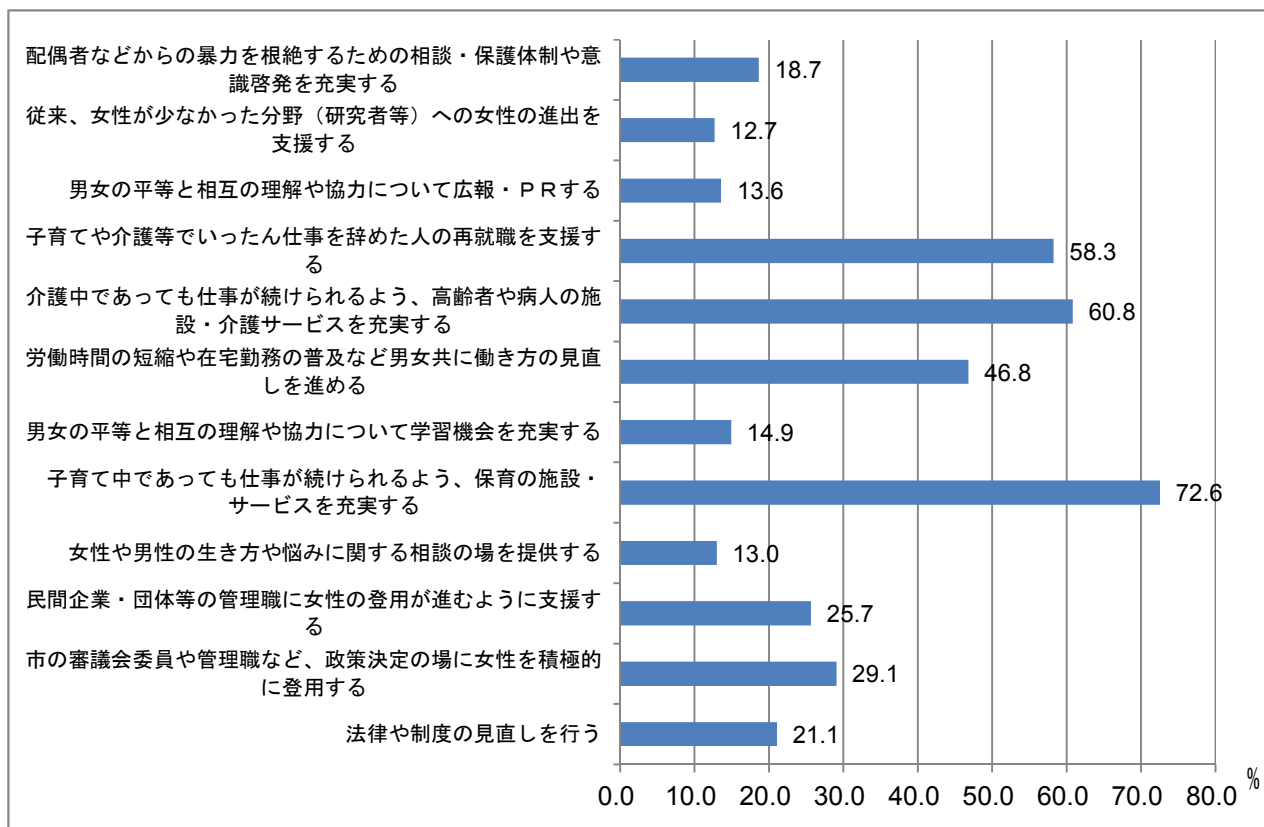
出典：平成22年度国勢調査

図8 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



出典：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

図9 男女共同参画社会に関する市への要望（複数回答）



出典：平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆ 配偶者などからの暴力の根絶

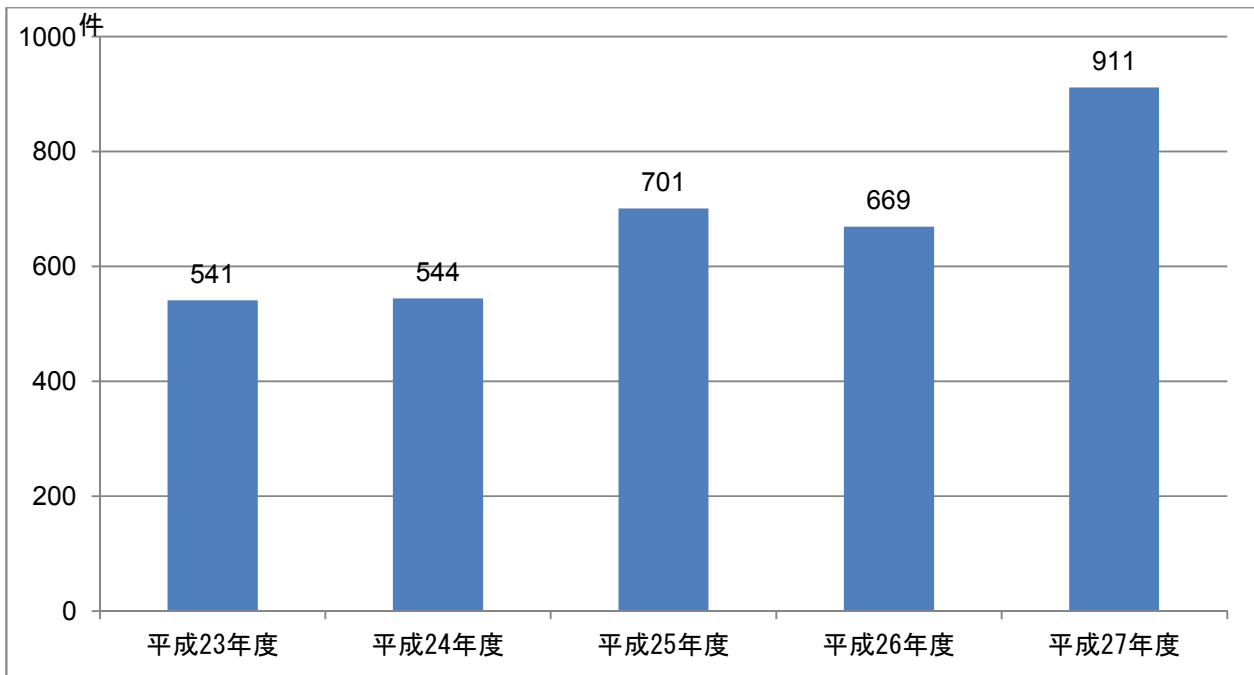
DVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない課題です。

市民意識調査では、身体的暴力は10.59.2%、精神的暴力は12.715.0%の人が受けた経験があると回答しています。

本市におけるDV相談件数は、平成20年度209件から平成22年度307件と2年間で約100件増加し、平成23年度延べ541件から平成27年度延べ911件と大きく増加し、相談内容も複雑・深刻化していることから、意識啓発はもとより、関係機関や民間支援団体と連携しながら、相談体制の充実を図り、保護から自立支援まできめ細かな支援が必要です。

また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデートDVの防止など、中学生や高校生の若年層を対象とした未然防止のための啓発が喫緊の課題となっています。

図9 長岡市のDV相談件数の推移



出典：男女共同参画推進室調査

2 基本的な考え方

(1) 策定の目的

この2次基本計画は、男女共同参画社会の形成をめざして、条例に基づいて男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

1次基本計画策定後10年余りが経過し、社会経済情勢も大きく変化していることから、1次基本計画を改定し、今後取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

(2) めざすまちづくりと基本理念

この計画では、1次基本計画の基本理念「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」は「めざすまちづくり」として引き継ぎ、基本理念は、条例第3条に基づく下記7項目とします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること
- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること
- ③ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること
- ④ 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること
- ⑤ 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- ⑥ 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること
- ⑦ 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

(3) 計画の期間

平成24年4月から平成34年3月までの10年間とします。**平成24年度から28年度を前期計画、29年度から33年度を後期計画とします。**

~~なお、計画の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化、男女を取巻く環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。~~

この計画書は、前期5年間の実績や社会情勢の変化等を勘案し改訂を行ったもので、事業は、基本計画の中で平成2429年度から2833年度までの5年間に取り組むもので構成しています。

(4) 計画の位置づけ

- ① この計画は、条例第 10 条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村の基本的な計画です。
- ② この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。
- ③ この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。
- ③④ この計画は、本市の総合計画である「長岡市総合計画」の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「子育て応援プラン」「長岡市子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「生涯学習推進計画」、「第 2 次ながおかヘルシープラン 21」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。
- ④⑤ この計画は、国の第 3 次男女共同参画基本計画及び新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例、第 3 次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定しました。

(5) 計画の目標

この計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の 4 つの基本目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

とりわけ本市は、女性の就業率が高く、働き方も多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を取って暮らしたいと考えている人が多いという特徴があります。また、DVは基本的人権の侵害であり、依然として深刻な問題であり、本市においても相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑かつ深刻化しています。

よって、1 次基本計画の体系の見直しを図り、2 次基本計画においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及」と「DVの根絶」に重点的に取り組むこととしました。

- | | |
|--------|--|
| 基本目標 1 | 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する |
| 基本目標 2 | あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る |
| 基本目標 3 | 配偶者などからの暴力を根絶する
【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】 |
| 基本目標 4 | 男女共同参画の推進体制を充実する |

(6) 計画の体系

めざすまちづくり	基本目標	推進方向	主要施策
男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	1 男女平等の意識啓発 2 男女平等教育の推進 3 政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 4 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 (2) 学校などにおける男女平等教育の推進 (3) 審議会などへの女性の参画推進 (4) 企業・団体などでの女性の参画推進 (5) 農林水産業・商工業の分野での女性の参画推進 (6) 防災活動への女性の参画推進 (7) 男女の生涯を通じた健康支援
	II あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る	5 働く場における男女共同参画の推進 6 家庭における男女共同参画の推進 7 地域における男女共同参画の推進 8 多様な生き方への支援	(8) 市民・事業者への広報・啓発 (9) 男女の均等な機会と待遇の確保 (10) 働きやすい職場環境づくり (11) 女性の就業支援 (12) 地域・社会活動での男女共同参画推進 (13) 子育て支援体制の整備・充実 (14) 介護支援体制の整備・充実
	III 配偶者などからの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	9 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	(15) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (16) 相談・保護体制の充実 (17) 自立のための支援の充実 (18) 関係機関や民間支援団体との連携強化
	IV 男女共同参画の推進体制を充実する	10 市民協働の確立	(19) 庁内推進体制の充実 (20) 市民との連携・協働 (21) 国・県などとの連携・協働
	女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画	主要施策(4)(5)(8)(9)(10)(12)(13)に掲げる各事業で構成	

第2部 計画の各論

基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別で役割を固定的に捉える意識は、徐々に解消されてきているものの、~~いまだに根強く残っていることから、~~家庭や職場など社会の様々な分野で男性が優遇されていると感じる人が多くいることから、社会制度や慣行の見直しをはじめ、子どもへの男女平等教育、方針決定の場への女性の参画を推進することが重要です。

このため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるように、意識啓発や男女平等教育、あらゆる分野の意思決定の場への女性の参画の促進、生涯にわたる健康支援など社会環境の整備に取り組みます。

【推進方向 1】 男女平等の意識啓発

~~社会制度や慣行の中に根強く残っている「性別で役割を固定的に捉える意識」が、男女の生きかたを制約する恐れがあり、男女共同参画を実現する上で大きな支障となっています。~~

~~また「社会通念やしきたり・慣習」において、約7割の人が「男性が優遇されている」と感じています。~~

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」と性別で役割を固定的に捉えることに否定的な意識を持つ人の割合が国や県の調査と比べて高い一方、約4人に3人の人が「社会全体では男性が優遇されている」と感じており、男女共同参画社会を実現する上で、様々な場面で支障が生じているといえます。

このため、あらゆる機会を通じて、男女平等の意識啓発を行うとともに、男女がともに多様な生き方を選択できるように、制度や慣行の見直しを行っていきます。

【推進方向 2】 男女平等教育の推進

男女平等の意識向上と男女共同参画社会を実現するためには、子どもへの男女平等教育が重要です。

次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、子ども自身が自ら判断力を身につけ、自立・自律ができるよう男女平等教育を推進します。

また、幼児教育や学校教育などの教育関係者に対する研修の充実を図ります。

【推進方向 3】 政策・方針、意思決定の場への女性参画推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な視点や考え方が反映されることが重要であり、国においては「2020年までに30%程度」の目標を掲げています。

本市の審議会などにおける女性委員の割合は、平成23年27.2%となり、1次基本計画の目標30%を達成できていない状況から、2次基本計画においても目標を30%に設定して、条例及び「審議会などへの女性登用推進のための指針」の周知徹底を図り、目標の早期達

戒をめぐします。

本市の審議会などにおける女性委員の割合は、平成 27 年に初めて目標の 30%に到達しました。女性の委員がいない審議会の数が増えるなど、全体としては徐々に女性委員の登用が進んでいる状況です。今後も条例及び「審議会などへの女性登用推進のための指針」の周知徹底を図り、登用率 30%以上を維持し、さらに女性の登用が進むよう取り組みを推進します。

さらに行政だけでなく、企業や民間団体、農林水産業・商工業の分野、地域社会・防災の分野などにおいても男女共同参画を推進し、指導的立場への女性の参画を促進していく働きかけを行います。

【推進方向 4】 男女の生涯を通じた健康支援

男女がともに生涯を通じて健康を維持・増進するためには、自分の身体や健康について自ら判断し、決定できることが大切であり、それをお互いに尊重することが重要です。

特に女性は、妊娠・出産という重要な役割を担っていることから、女性の心身の健康に配慮しつつ、男女が責任を認識・共有していくことが必要です。

このため、思春期相談の充実や、性と生殖に関する健康・権利の視点から、人生の各段階に応じた心身の健康についての情報提供や学習機会の提供、妊娠・出産期における健康支援など、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発	01	広報の手引きの修正と活用	SNSを活用した情報発信など、社会情勢の変化に対応した見直しや活用を進めます。	情報発信企画課 市民活動推進課
	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	市民活動推進課
	03	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	市民活動推進課
	04	中央公民館・教育活動事業	性別に係らず、多様な生き方を選択できる場として、家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流等を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(2) 学校などにおける男女平等教育の推進	05	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。	学校教育課
	06	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育に関する研修	校内研修などで小・中学校の教職員を対象に、の男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫を図ります。意識啓発を行います。	学校教育課
	07	幼児への男女共同参画教育	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課
	08	幼稚園・保育園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課
(3) 審議会などへの女性の参画推進	09	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	市民活動推進課
	10	女性職員の管理職登用の推進	研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課
	11	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民窓口サービス課
	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課
	13	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	危機管理防災本部
	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(4) 企業・団体などでの女性の 参画推進	15	男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍】	男女が共にやりがいを持って、能力に応じた働き方ができるようになるため、雇用主や労働者に対し意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課
	16	女性活躍推進事業【女性活躍】	雇用主や労働者に対し、女性登用の必要性や男女が共に育児・介護など家庭生活に参画すること、そのための働きやすい環境づくりについて意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課 市民活動推進課
(5) 農林水産業・商工業 の分野での女性の参画推進	17	活き活き農らいふ支援事業【女性活躍】	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課
	18	家族経営協定の締結促進【女性活躍】	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課
(6) 防災活動への女性の参画推進	19	地域の防災訓練の充実	地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた訓練を支援し、地域の防災力向上を図ります。	危機管理防災本部
	20	女性のための防災講座の実施	女性の視点に立った災害時に必要な備えや知識を身につけるとともに、主体的に行動出来る人材の育成を図ります。	市民活動推進課
	21	女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防本部総務課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	22	ながおかヘルシープラン 21 推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。	健康課
	23	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	24	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課
	25	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、 子どもから大人へ移行する思春期において心身のバランスを崩しやすい 青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	子ども家庭課
	26	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	子ども家庭課
	27	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や認知症予防事業など)を行います。	長寿はつらつ課

基本目標2 あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る

仕事と家庭生活、地域生活等と調和の取れた生活、ワーク・ライフ・バランスを尊重するという考え方は、男女共同参画社会の形成にはとても重要です。

男女がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、子育て期、中高年期などの人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できるようにワーク・ライフ・バランスの普及を図ります。

【推進方向5】 働く場における男女共同参画の推進

男女がともに意欲と能力に応じた働き方を選択し、子育てや介護の家庭生活を営めるような雇用・労働環境の整備をしていくには事業者の理解が何よりも重要です。

~~特に、雇用主の意識が重要であるため、ワーク・ライフ・バランスの必要性を理解してもらうための働きかけなど、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援します。~~

これまでの男性中心型労働慣行を見直すことにより、多様で柔軟な働き方が選択できる男女がともに暮らしやすい社会を実現するため、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援します。

【推進方向6】 家庭における男女共同参画の推進

一人ひとりが持っている個性と能力を十分に発揮し健康で豊かに暮らしていくためには、お互いに話し合い、ともに働き、ともに家庭の役割を担うことが必要です。

しかし、男性も家事や育児に協力したいと思いつながら、労働時間が長いなどの理由から女性が家事や育児のほとんどを担っている状況です。加えて、就業を希望する女性の多くが希望する就業形態で働くことが困難な状況があります。

女性が継続して働き続けられる環境づくりを支援するとともに、男性が地域活動や家族の一員としての役割を女性とともに担えるように意識啓発に取り組みます。

【推進方向7】 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画の施策を推進するためには、最も身近な地域における啓発活動が重要です。

普段の地域活動の多くを女性が担っている状況がある一方、団体の代表は男性が多いという状況があり、地域における女性の参画は進んでいません。

男女共同参画の視点を持つことで地域の女性が活躍し、様々な活動ができる環境整備のための取り組みを支援します。

【推進方向8】 多様な生き方への支援

共働き世帯が全体の半数を超えている中で、男性の多くは長時間労働のため、家事・育児などに関わる時間が短く、女性の多くが家事・育児などの役割を担い、結婚や出産などを機に就業を中断する人が多い状況です。

社会全体で子育てや介護を支援を行い、高年齢者などが住みなれた地域や家庭で

暮らし続けられるように、仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に、継続して取り組みます。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(8) 市民・事業者への広報・啓発	28	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供【女性活躍】	ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するため、企業経営者や市民向けの意識啓発事業を実施します。	市民活動推進課 商業振興課
	29	ワーク・ライフ・バランス普及の意識醸成【女性活躍】	事業者や市民、行政が一体となってワーク・ライフ・バランスの普及に向け取り組むための体制整備を検討します。	市民活動推進課
(9) 働きやすい職場環境づくり	30	働きやすい職場環境推進事業【女性活躍】	働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアルの作成やワークライフバランスの導入、ハラスメント防止など各種セミナーの開催、ワークライフバランス相談員の派遣など、企業の働きやすい職場環境づくりを支援します。	商業振興課
	31	ハッピー・パートナー企業登録促進【女性活躍】	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。 また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	市民活動推進課 商業振興課 契約検査課
	32	男女の介護・育児と仕事の両立の支援【女性活躍】	男女が介護や育児などの家庭生活を担いながら、やりがいを持って働き続けられるよう、雇用主や労働者へ制度の周知や意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課
	33	相談機能の充実【女性活躍】	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて相談できる体制を充実します。	市民活動推進課
(10) 女性の就業支援	34	再就職準備セミナー【女性活躍】	ハローワーク等と連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。	市民活動推進課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(1) 地域・社会活動での男女共同参画推進	35	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連事業を実施します。	市民活動推進課
	36	まちなかキャンパス長岡管理・運営事業	市内3大学1高専との協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じた講座や事業を実施します。その中で、保育サービスなど、男女がともに参加しやすい学びの場の提供に努めます。	市民協働課
	37	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課
(2) 子育て支援体制の整備・充実	38	職員の育児・家事参加に関する意識啓発 【女性活躍】	2つの特定事業主行動計画に基づき、男女を問わず全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進するとともに、育児に関する休暇等の取得促進を図ります。	人事課
	39	ファミリー・サポート・センター事業 【女性活躍】	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課
	40	こんにちは赤ちゃん訪問 【女性活躍】	未熟児・新生児訪問含む、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課
	41	ブックスタート事業 【女性活躍】	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。全9会場 64回/年 対象約1万人（5年間）	子ども家庭課
	42	子育て家庭からの相談に対する支援の充実 【女性活躍】	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。家庭児童相談室における電話・来所及び訪問による相談対応のほか、相談員が各地域の子育ての駅や子育て支援センターなどに出向いて気軽に参加できる相談会等を行います。	子ども家庭課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(12) 子育て支援体制の整備・充実	43	子育ての駅の運営 【女性活躍】	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども家庭課
	44	親の子育て力をつける 親育ち事業 【女性活躍】	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	子ども家庭課
	45	児童クラブの充実 【女性活躍】	児童の健全な育成と放課後の安心・安全・安心な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課
	46	母子保健推進員活動 【女性活躍】	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催やままのまカフェ、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるように支援します。	子ども家庭課
	47	保育園における育児相談窓口の充実 【女性活躍】	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課
	48	多様なニーズに応じた 保育の実施 【女性活躍】	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課
(13) 介護支援体制の整備・充実	49	高齢者や介護者の相談 窓口の運営 【女性活躍】	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	長寿はつらつ課
	50	在宅介護者への支援の 充実【女性活躍】	在宅介護者を支援するため、在宅の要介護高齢者を常時介護する同居家族に支援金を支給します。また、在宅介護者の介護技術向上のための研修会や交流会を開催します。	長寿はつらつ課

基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

DVは、重大な人権侵害であり、配偶者などからの暴力の被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成して行く上で、克服すべき重要な課題です。DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などが含まれ、親の暴力的な関係を子どもに見聞させることは、子どもへの虐待です。また、家庭や個人の問題として被害が表面に出にくい問題です。

広報や・啓発活動により、「配偶者暴力相談支援センター」やウィルながおか相談室などに寄せられたDVの相談件数が、年々増加しています。市民意識調査によると、DVという言葉の認知度は高いが、現実には約10人に1人が身体的暴力を、約8人に1人が精神的暴力を受けているという現状があります。市民意識調査では90%を超える人がDVという言葉を知っており、DVを受けた経験があると答えた人も身体的暴力で約11人に1人、精神的暴力で7人に1人にのぼっています。

このため、男女の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図り、関係機関や民間支援団体と連携しながら、DV被害者に対し相談から一時保護から、自立支援まできめ細やかな支援を行うとともに、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。

【推進方向9】 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

DVは長年被害を受けていても、DVだと認識できずに苦しんでいる人が多く、さらに子どもを巻き込んでいる危険性が高いなど、深刻な社会問題となっています。

配偶者などからの暴力を防止するため、被害者を早期発見、早期対応ができるように、若年層に対する予防啓発やあらゆる暴力を許さないための意識啓発を行っていくとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や、民間支援団体などと連携して相談体制の充実を図り、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立支援までの支援に取り組みます。

DV被害者の早期発見・対応ができ、安心して相談ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や民間支援団体などと連携して相談体制の充実を図り、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立まで切れ目のない支援を実施します。

また、若年層に対する意識啓発等DV防止の取り組みをはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(14) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	51	DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催等により、児童・生徒や保護者に向けた啓発活動などを行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。	市民活動推進課
	52	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課
	53	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校において、児童生徒が受ける を含めた セクシュアル・ハラスメントを含め、 人権教育に関する教職員の研修を充実し、防止に向けての意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課
(15) 相談・保護体制の充実	54	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課
	55	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課
	56	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	市民活動推進課
	57	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(15) 相談・保護体制の充 実	58	関係機関と連携した相談の実施	<p>外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。</p> <p>また、それぞれの機関で相談に携わる職員が虐待について理解を深めるよう啓発を行います。</p>	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども家庭課
(16) 自立のための支援の 充実	59	ひとり親家庭への支援	<p>母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付事業を行います。</p>	生活支援課
	60	自立支援策の充実	<p>母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。</p>	生活支援課
(17) 関係機関や民間支援団体との連携強化	61	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	<p>DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。</p> <p>また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。</p>	市民活動推進課
	62	DV防止計画推進のための体制づくり	<p>市内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。</p>	市民活動推進課

基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民、事業者などがそれぞれの立場による自主的な取り組みが不可欠であり、協働して推進していくことが重要です。

ウィルながおかは、条例で男女共同参画の施策を実施し、市民の自主的な活動を支援する拠点として位置づけられています。社会情勢の変化や新たなニーズに対応した施策を実施できるように機能の充実を図り、男女共同参画の推進体制を充実します。

【推進方向 10】 市民協働の確立

2次基本計画の施策を着実に推進するため、関係部局や支所との連携強化を図るなど、庁内推進体制を充実し、総合的かつ効果的に実施します。

また、市民団体や事業者などと協働していくとともに、国や県などの関係機関との連携を図ります。

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(18) 庁内推進体制の充実	63	男女共同参画審議会の開催	条例第 25 条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	市民活動推進課
	64	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第 24 条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課
	65	基本計画の進捗管理と公表	条例第 20 条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課
	66	男女共同参画に関する調査・研究	条例第 19 条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課
	67	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、計画の策定・改訂及び大きな方針変更があった際に政策推進会議を開催します。	市民活動推進課
	68	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課

	69	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	市民活動推進課
--	----	-----------	--	---------

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(19) 市民との連携・協働	70	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課
(20) 国・県などとの連携・協働	71	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次基本計画を推進します。	市民活動推進課

2 指標

No.	指標	計画策定時の値 平成 23 年度	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
1	「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合を高める	26.1% 総合計画まちづくりアンケート	15.5% 市民意識調査	30%
2	「政策方針決定への女性の参画」の割合を高める	27.2% 男女平等推進センター調査	29.7% 男女共同参画推進室調査	33%
3	「固定的な性別役割分担意識に否定的な人」の割合を高める	67.6% 市民意識調査	74.9% 市民意識調査	80%
4	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している人」の割合を高める	9.8% 市民意識調査	7.5% 市民意識調査	15%
5	「DV相談窓口を知らない人」の割合を減らす	14.7% 市民意識調査	11.7% 市民意識調査	8%

※No.3は、性別で役割を固定的にとらえる意識により、男女の生き方を制約する恐れがあるため、固定的な意識に否定的な人を増やすことを指標としました。

※No.5は、DV被害者とその子どもの安全を守るためには、DV相談窓口を知っていることが最も重要であるため、窓口を知らない人を減らすことを指標としました。